

訪問看護事業 重要事項説明書

神奈川県厚生農業協同組合連合会
JA訪問看護ステーションさがみはら
【医療】

【重要事項説明書】

訪問看護の提供開始にあたり、厚生労働省令第37号第8条運営に関する基準、第4章訪問看護に基づいて、説明すべき重要事項は以下の通りです。

1. 当会の概要

名称・法人	神奈川県厚生農業協同組合連合会
代表者名	代表理事理事長 高野 靖悟
本所・所在地	神奈川県横浜市中区海岸通1-2-2
連絡先（電話）	045-680-3065
業務の概要	医療・保健・福祉事業
事業所数	病院 2ヶ所 健康管理センター 2ヶ所
	介護老人保健施設 1ヶ所 通所リハビリテーション（予防含む）1ヶ所
	通所介護（予防含む）3ヶ所 居宅介護支援事業所 3ヶ所
	地域包括支援センター1ヶ所 訪問看護ステーション（予防含む）3ヶ所

2. 事業所の概要

事業所名	神奈川県厚生農業協同組合連合会 JA訪問看護ステーションさがみはら
事業所指定番号	神奈川県 1462690048
所在地	相模原市中央区相模原2-13-5 JA相模原市さがみ夢大通り支店1F
管理者	大城 恵子
連絡先	電話 042-750-8565 FAX 042-750-8568

3. 事業所の目的と運営方針

目的

居宅において、主治医が訪問看護の必要と認めた利用者に対し、適切な訪問看護を提供することを目的とする。

運営方針

- （1）JA訪問看護ステーションさがみはら（以下、事業所という。）の看護師その他従業員は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、要介護状態の軽減又は悪化防止に資するように、療養上の目標を設定して支援する。
- （2）事業の実施にあたっては居宅介護支援事業所、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。
- （3）本事業所は、必要な時に必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業実施体制の整備に努める。
- （4）地域住民に対する情報や相談、人材育成のための研修等、在宅医療に資する医療従事者の知識および技術の習得等のため研修の実施に努める。

4. 従業者の研修・会議

従業員研修	採用時研修 採用後 1 ヶ月以内 継続研修 年 2 回
スタッフ会議	全職員が参加し、定期的にケアカンファレンスを行っています。

5. 事業所の職員体制等

職種	常勤	非常勤
管理者（看護師）	1 名	
看護師	8 名	
事務員	1 名	

6. 営業日・営業時間

営業日	営業時間
月曜日から金曜日	9 : 0 0 ~ 1 6 : 3 0

（注）土曜日、国民の祝日、日曜日、年末年始（12 月 30 日～1 月 3 日）は休業日となります。

7. 営業地域

サービス提供地域	相模原市、町田市の一部（相原町・小山町）
----------	----------------------

8. 利用料

（１）利用料として介護保険法第 4 1 条に規定する居宅介護サービス費、健康保険法第 7 8 条、8 8 条に規定する費用を、利用者から受け取るものとする。

（２）利用者は、別紙料金表【別紙 1 ～ 4】に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料および、サービス提供する上で別途必要になった費用を支払うものとする。

（３）支払方法

毎月 1 5 日前後に前月の分の請求書をお渡しいたします。

利用料金は 1 ヶ月単位とし、指定口座からサービス提供翌月 2 7 日に振替となります。

（ 2 7 日が土、日、祝日の場合は翌日振替となります）

利用者の希望、または事業所の都合により現金徴収となることがあります。（振替・現金）

※キャンセル料

ご利用者様の病状の変化や急変など、やむを得ない事情がある場合は請求いたしません。

サービス前々日	不要です
サービス前日	利用者負担額 5 0 %
サービス当日	利用者負担額 1 0 0 %

9. 緊急時等の対応方法

訪問看護の提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づきご家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業所等に連絡します。

10. 衛生管理

- (1) 健康状態の管理のために、毎年1回健康診断を実施しています。
- (2) 事業所の設備および備品等の衛生的な管理に努めます。
- (3) 感染症廃棄物の処理方法については、行政機関の指示に従いマニュアルに沿って対応致します。

11. 秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業所を行う上で知り得た、ご利用者様及びご家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。また当施設で研修を行う実習生とも、誓約書を交わし守秘義務に努めます。

12. 身体拘束等の禁止

- (1) 事業者は、サービス提供にあたり身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命・身体を保護するため緊急時やむを得ない場合は、この限りではありません。
- (2) 身体拘束等の行為を行った場合には、事業者は直ちにその日時、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由、当該行為が必要と判断した事項については「訪問看護記録書」に記録します。

13. 高齢者虐待防止

本事業所は、利用者等の人権擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要は措置を講じます。

- (1) 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- (2) 訪問看護サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みを相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

虐待防止に関する責任者	管理者（看護師） 大城 恵子
-------------	----------------

14. 暴力団等の排除

事業者は、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第3条および相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号）第3条の規定する基本理念に沿って、暴力団員等による不当な行為を防止し、これにより生じた不当な影響を排除するよう努めます。

15. 事業計画書の公開について

- (1) 事前に管理者へご連絡いただき、前年度（もしくは作成済みのもののうち最新年度）の財務内容について公開します。
- (2) 事務処理中などの都合により、すぐに情報公開できない時もありますので、あらかじめご了承ください。

16. サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため

- (1) 看護師等に対する贈り物や飲食等の接待等は、ご遠慮させていただいています。
- (2) 訪問時、衛生上手洗いをしますので、流しや洗面所をお借りする事があります。
サービス提供時の水道、ガス、電気代は利用者様負担となります。
- (3) 交通事情・前後の利用者の状況により、訪問予定時間の変更や遅れが生じることがあります。
- (4) 悪天候や災害発生時等の止むを得ない事情により、訪問時間や日程調整または訪問を中止することがあります。
- (5) 担当者は、変更することがあります。その場合、速やかにご連絡を致します。
- (6) 訪問看護の提供にあたり、事故発生の際は、事故及び事故に際して取った処置について記録し、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行います。

17. 相談窓口、苦情対応

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。
また、苦情を受け付けた際には、当該苦情の内容等を記録致します。

事業所お客様相談窓口	電話番号	042-750-8565
	FAX番号	042-750-8568
	E-mail	stsagamihara @kanagawa.kouseiren.net
	相談員（責任者）	管理者 大城 恵子

- (2) 公的機関においても、次の機関において苦情申出等が出来ます。

相模原市 介護保険相談窓口	所在地	相模原市中央区中央2-11-15 相模原市役所本館4階 福祉基盤課（指定・指導班）
	電話 FAX	042-769-9226 042-759-4395
町田市 介護保険相談窓口	所在地	町田市森野2-2-22 町田市役所 介護保険課
	電話 FAX	042-724-4364 050-3101-6664
神奈川県国民健康保険 団体連合会	所在地	〒220-0003 横浜市西区楠町27-1
	電話（苦情専用）	045-329-3447
	受付時間	8:30～17:15

※ 土日祝祭日・年末年始を除く

令和 年 月 日

サービスの内容および重要事項について本書を交付し、説明しました。

事業者	説明者	大城 恵子	印
	所在地	相模原市中央区相模原 2 - 1 3 - 5	
	事業所	J A 訪問看護ステーションさがみはら	
	管理者	大城 恵子	印

サービス内容および重要事項について説明を受け、内容に同意し、本書の交付を受けました。

利用者	住所	相模原市
	氏名	印

☐ 本人が署名できないため、本人の確認、指示により下記署名者が代筆しました。

氏名 _____ (本人との関係: _____)

利用者の家族	住所	
	氏名	印

代理人（選任した場合）	住所	
	氏名	印

< 医療保険利用料金一覧 >

基本利用料は、通常の指定（老人）訪問看護に対する基本的な利用料であって、そのつど、訪問看護ステーションが利用者から支払を受けるものです。

●基本利用料の内訳●

基本療養費・管理療養費・24時間対応体制加算・特別管理加算・DX 加算
ベースアップ評価料 等がありその額は法律で定められています。

1ヶ月の訪問回数に対するおおよその利用料金

（24時間対応体制加算・特別管理加算Ⅰを算定した場合）の概算費用（単位：円）

訪問回数	1割	2割	3割
1回	2,590	5,170	7,760
2回	3,440	6,880	10,320
3回	4,300	8,590	12,890
4回	5,150	10,300	15,450
5回	6,010	12,010	18,020
6回	6,860	13,720	20,580
7回	7,720	15,430	23,150
8回	8,570	17,140	25,710
9回	9,430	18,850	28,280
10回	10,280	20,560	30,840
11回	11,140	22,270	33,410
12回	11,990	23,980	35,970
13回	12,850	25,690	38,540
14回	13,700	27,400	41,100

<医療保険 訪問看護利用料金表>

令和6年6月改定

項目		料金（円）	基本利用料（利用者負担金）（円）		
			1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護基本療養費Ⅰ （１日につき）	週３日目まで	5,550	555	1,110	1,665
	週４日目以降	6,550	655	1,310	1,965
訪問看護基本療養費Ⅱ （同一建物居住者）	週３日目まで	4,300	430	860	1,290
	週４日目以降	5,300	530	1,060	1,590
悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による訪問		12,850	1,285	2,570	3,855
訪問看護基本療養費Ⅲ（外泊時）		8,500	850	1,700	2,550
訪問看護管理療養費	月の初日	7,670	767	1,534	2,301
	２日目以降	3,000	300	600	900
難病等複数回訪問加算	１日２回	4,500	450	900	1,350
	１日３回以上	8,000	800	1,600	2,400
長時間訪問看護加算		5,200	520	1,040	1,560
幼児加算	厚生労働大臣が定める者	1,800	180	360	540
	上記以外	1,300	130	260	390
複数名訪問看護加算	看護師等	4,500	450	900	1,350
	看護補助者	3,000	300	600	900
早朝・夜間加算（６：００～８：００）（１８：００～２２：００）		2,100	210	420	630
深夜加算（２２：００～６：００）		4,200	420	840	1,260
２４時間対応体制加算（１ヶ月につき）		6,800	680	1,360	2,040
退院時共同指導加算（適応時）		8,000	800	1,600	2,400
（上乗せ加算 特別管理加算の対象） 退院時共同指導加算（適応時）		2,000	200	400	600
在宅支援指導加算（退院日）		6,000	600	1,200	1,800
在宅患者緊急時等カンファレンス加算（月２回まで）		2,000	200	400	600
特別管理加算		5,000	500	1,000	1,500
		2,500	250	500	750
5000円→在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理、気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態 2500円→その他の状態					
訪問看護情報提供療養費（１ヶ月につき）		1,500	150	300	450
訪問看護ターミナルケア療養費（適応時）		25,000	2,500	5,000	7,500
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）		780	78	156	234
訪問看護医療ＤＸ情報活用加算		50	5	10	15

項目		料金(円)	基本利用料（利用者負担金）(円)		
			1 割負担	2 割負担	3 割負担
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ	(30分以上)	5,550	555	1,100	1,665
	週3日目まで	6,550	655	1,310	1,965
	週4日目以降				
	(30分未満)	4,250	425	850	1,275
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ	週3日目まで	5,100	510	1,020	1,530
	週4日目以降				
	(30分以上)	5,550	555	1,100	1,665
	週3日目まで	6,550	655	1,310	1,965
精神科訪問看護基本療養費Ⅳ	週4日目以降				
	(30分未満)	4,250	425	850	1,275
	週3日目まで	5,100	510	1,020	1,530
	週4日目以降				
精神科訪問看護基本療養費Ⅳ（外泊時）		8,500	850	1,700	2,550
精神科緊急訪問加算	月14日目まで	2,650	265	530	795
	月15日目以降	2,000	200	400	600
長時間精神科訪問看護加算		5,200	520	1,040	1,560
複数名精神科訪問看護加算	看護師等	4,500	450	900	1,350
	看護補助者	3,000	300	600	900
早朝・夜間加（6:00～8:00）（18:00～22:00）		2,100	210	420	630
深夜加算（22:00～6:00）		4,200	420	840	1,260

<医療保険 訪問看護自費料金>

内 容		自費料金（円）
利用時間の超過（90分を超えた時点）	30分毎	1,000
7：00～22：00（30分毎）	営業日以外利用	1,200
22：00～7：00（30分毎）	営業日以外利用	1,500
自費	30分毎につき	5,000
交通費	片道1km未満	無料
	片道1km～2km未満	200（税別）
	片道2km～5km未満	400（税別）
	片道5km以上	600（税別）
エンゼル処置料		12,000（税別）
キャンセル料金	サービス前々日	無料
	サービス前日	利用者負担額 50%
	サービス当日	利用者負担額 100%
	サービスをキャンセルされた場合は、上記の通りキャンセル料を頂きます。 但し、ご利用者様の病状の変化や急変など、やむを得ない事情がある場合を除きます。	

訪問看護事業 重要事項説明書

神奈川県厚生農業協同組合連合会
JA 訪問看護ステーションさがみはら
【介護】

【重要事項説明書】

訪問看護の提供開始にあたり、厚生労働省令第37号第8条運営に関する基準、第4章訪問看護に基づいて、説明すべき重要事項は以下の通りです。

1. 当会の概要

名称・法人	神奈川県厚生農業協同組合連合会
代表者名	代表理事理事長 高野 靖悟
本所・所在地	神奈川県横浜市中区海岸通1-2-2
連絡先（電話）	045-680-3065
業務の概要	医療・保健・福祉事業
事業所数	病院 2ヶ所 健康管理センター 2ヶ所
	介護老人保健施設 1ヶ所 通所リハビリテーション（予防含む）1ヶ所
	通所介護（予防含む）3ヶ所 居宅介護支援事業所 3ヶ所
	地域包括支援センター1ヶ所 訪問看護ステーション（予防含む）3ヶ所

2. 事業所の概要

事業所名	神奈川県厚生農業協同組合連合会 JA訪問看護ステーションさがみはら
事業所指定番号	神奈川県 1462690048
所在地	相模原市中央区相模原2-13-5 JA相模原市さがみ夢大通り支店1F
管理者	大城 恵子
連絡先	電話 042-750-8565 FAX 042-750-8568

3. 事業所の目的と運営方針

目的

居宅において、主治医が訪問看護の必要と認めた利用者に対し、適切な訪問看護を提供することを目的とする。

運営方針

- （1）JA訪問看護ステーションさがみはら（以下、事業所という。）の看護師その他従業員は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、要介護状態の軽減又は悪化防止に資するように、療養上の目標を設定して支援する。
- （2）事業の実施にあたっては居宅介護支援事業所、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。
- （3）本事業所は、必要な時に必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業実施体制の整備に努める。
- （4）地域住民に対する情報や相談、人材育成のための研修等、在宅医療に資する医療従事者の知識および技術の習得等のため研修の実施に努める。

4. 従業者の研修・会議

従業員研修	採用時研修 採用後 1 ヶ月以内 継続研修 年 2 回
スタッフ会議	全職員が参加し、定期的にケアカンファレンスを行っています。

5. 事業所の職員体制等

職種	常勤	非常勤
管理者（看護師）	1 名	
看護師	8 名	
事務員	1 名	

6. 営業日・営業時間

営業日	営業時間
月曜日から金曜日	9 : 0 0 ~ 1 6 : 3 0

（注）土曜日、国民の祝日、日曜日、年末年始（12 月 30 日～1 月 3 日）は休業日となります。

7. 営業地域

サービス提供地域	相模原市、町田市の一部（相原町・小山町）
----------	----------------------

8. 利用料

- （1）利用料として介護保険法第 4 1 条に規定する居宅介護サービス費、健康保険法第 7 8 条、8 8 条に規定する費用を、利用者から受け取るものとする。
- （2）利用者は、別紙料金表【別紙 1 ～ 4】に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料および、サービス提供する上で別途必要になった費用を支払うものとする。

（3）支払方法

毎月 1 5 日前後に前月の分の請求書をお渡しいたします。

利用料金は 1 ヶ月単位とし、指定口座からサービス提供翌月 2 7 日に振替となります。

（2 7 日が土、日、祝日の場合は翌日振替となります）

利用者の希望、または事業所の都合により現金徴収となることがあります。（振替・現金）

※キャンセル料

ご利用者様の病状の変化や急変など、やむを得ない事情がある場合は請求いたしません。

サービス前々日	不要です
サービス前日	利用者負担額 5 0 %
サービス当日	利用者負担額 1 0 0 %

9. 緊急時等の対応方法

訪問看護の提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づきご家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業所等に連絡します。

10. 衛生管理

- (1) 健康状態の管理のために、毎年1回健康診断を実施しています。
- (2) 事業所の設備および備品等の衛生的な管理に努めます。
- (3) 感染症廃棄物の処理方法については、行政機関の指示に従いマニュアルに沿って対応致します。

11. 秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業所を行う上で知り得た、ご利用者様及びご家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。また当施設で研修を行う実習生とも、誓約書を交わし守秘義務に努めます。

12. 身体拘束等の禁止

- (1) 事業者は、サービス提供にあたり身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命・身体を保護するため緊急時やむを得ない場合は、この限りではありません。
- (2) 身体拘束等の行為を行った場合には、事業者は直ちにその日時、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由、当該行為が必要と判断した事項については「訪問看護記録書」に記録します。

13. 高齢者虐待防止

本事業所は、利用者等の人権擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要は措置を講じます。

- (1) 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- (2) 訪問看護サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みを相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

虐待防止に関する責任者	管理者（看護師） 大城 恵子
-------------	----------------

14. 暴力団等の排除

事業者は、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第3条および相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号）第3条の規定する基本理念に沿って、暴力団員等による不当な行為を防止し、これにより生じた不当な影響を排除するよう努めます。

15. 事業計画書の公開について

- (1) 事前に管理者へご連絡いただき、前年度（もしくは作成済みのもののうち最新年度）の財務内容について公開します。
- (2) 事務処理中などの都合により、すぐに情報公開できない時もありますので、あらかじめご了承ください。

16. サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため

- (1) 看護師等に対する贈り物や飲食等の接待等は、ご遠慮させていただいています。
- (2) 訪問時、衛生上手洗いをしますので、流しや洗面所をお借りする事があります。
サービス提供時の水道、ガス、電気代は利用者様負担となります。
- (3) 交通事情・前後の利用者の状況により、訪問予定時間の変更や遅れが生じることがあります。
- (4) 悪天候や災害発生時等の止むを得ない事情により、訪問時間や日程調整または訪問を中止することがあります。
- (5) 担当者は、変更することがあります。その場合、速やかにご連絡を致します。
- (6) 訪問看護の提供にあたり、事故発生の際は、事故及び事故に際して取った処置について記録し、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行います。

17. 相談窓口、苦情対応

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。
また、苦情を受け付けた際には、当該苦情の内容等を記録致します。

事業所お客様相談窓口	電話番号	042-750-8565
	FAX番号	042-750-8568
	E-mail	stsagamihara @kanagawa.kouseiren.net
	相談員（責任者）	管理者 大城 恵子

- (2) 公的機関においても、次の機関において苦情申出等が出来ます。

相模原市 介護保険相談窓口	所在地	相模原市中央区中央2-11-15 相模原市役所本館4階 福祉基盤課（指定・指導班）
	電話 FAX	042-769-9226 042-759-4395
町田市 介護保険相談窓口	所在地	町田市森野2-2-22 町田市役所 介護保険課
	電話 FAX	042-724-4364 050-3101-6664
神奈川県国民健康保険 団体連合会	所在地	〒220-0003 横浜市西区楠町27-1
	電話（苦情専用）	045-329-3447
	受付時間	8:30～17:15

※ 土日祝祭日・年末年始を除く

令和 年 月 日

サービスの内容および重要事項について本書を交付し、説明しました。

事業者	説明者	大城 恵子	印
	所在地	相模原市中央区相模原 2 - 1 3 - 5	
	事業所	J A 訪問看護ステーションさがみはら	
	管理者	大城 恵子	印

サービス内容および重要事項について説明を受け、内容に同意し、本書の交付を受けました。

利用者	住所	相模原市
	氏名	印

☐ 本人が署名できないため、本人の確認、指示により下記署名者が代筆しました。

氏名 _____ (本人との関係 : _____)

利用者の家族	住所	
	氏名	印

代理人（選任した場合）	住所	
	氏名	印

＜介護保険(予防看護含) 訪問看護利用料金表＞

令和6年6月1日改定

訪問看護項目		単位数	基本利用料（利用者負担金）（円）				
			1割負担	2割負担	3割負担		
所要時間 20 分未満の場合		要介護	314	341	681	1,021	
20 分未満の利用は、24 時間体制があること。週に 1 回は 20 分以上の定期的な訪問が行われている場合に算定可能		要支援	303	329	657	986	
所要時間 30 分未満の場合		要介護	471	511	1,021	1,532	
		要支援	451	489	978	1,467	
所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合		要介護	823	893	1,785	2,677	
		要支援	794	861	1,722	2,582	
所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合		要介護	1,128	1,223	2,446	3,669	
		要支援	1,090	1,182	2,363	3,545	
・ 早朝（6：00～8：00） ・ 夜間（18：00～22：00） → 25%増 ・ 深夜（22：00～6：00） → 50%増							
加	緊急時訪問看護加算Ⅰ（1ヶ月につき）		要支援含む	600	651	1,301	1,952
	特別管理加算Ⅰ（1ヶ月につき）		要支援含む	500	540	1,080	1,630
	特別管理加算Ⅱ（1ヶ月につき）		要支援含む	250	270	540	810
	特別管理加算Ⅰ ●在宅悪性腫瘍管理を受けている状態 ●在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 ●気管カニューレを使用している状態 ●留置カテーテルを使用している状態 特別管理加算Ⅱ ●在宅自己腹膜灌流指導管理●在宅血液透析指導管理●在宅酸素療法指導管理●在宅中心静脈栄養指導管理 ●在宅成分栄養経管栄養法指導管理●在宅自己導尿指導管理●在宅持続用圧呼吸療法指導管理 ●在宅悪性腫瘍患者指導管理●在宅自己疼痛管理指導管理●在宅肺高血圧症患者指導管理又は在宅気管切開 患者指導管理を受けている状態●真皮を超える褥創の状態●点滴注射を週3回以上行う必要があると認めら れた状態						
算	ターミナルケア加算（予防看護除く）		要介護	2500	2,710	5,420	8,130
	初回加算Ⅰ ※退院日に初回訪問を行った場合		要支援含む	350	380	759	1,139
	初回加算Ⅱ ※退院日の次に日以降に初回訪問を行った場合		要支援含む	300	326	651	976
	●新規で初回訪問を行った場合●要支援→要介護、要介護→要支援になった場合●訪問看護を2ヶ月休止後再開した場合						
	退院時共同指導加算		要支援含む	600	650	1,301	1,951
	看護・介護職員連携強化加算（1ヶ月につき）		要介護	250	271	542	813
	看護体制強化加算Ⅱ（1ヶ月につき）		要介護	200	217	434	650
	予防訪問看護体制強化加算		要支援	100	108	217	325
	サービス提供体制強化加算		要支援含む	6	7	13	20
	作業療法士による訪問（1回あたり20分）		要介護	294	319	638	956
要支援			284	308	616	924	

4級地 1 単位=10.84円

＜介護保険 訪問看護自費料金＞

エンゼル処置料		12,000(税別)
キャンセル料金	サービス前々日	無料
	サービス前日	利用者負担額 50%
	サービス当日	利用者負担額 100%
	サービスをキャンセルされた場合は、上記の通りキャンセル料を頂きます。 但し、ご利用者様の病状の変化や急変など、やむを得ない事情がある場合を除きます。	